

プロポーザル選定基準について

1 提案書等の審査基準

審査の配点は次の通りとする。

| 区分 | 評価点 |
|---------------------|------|
| 総合評点 | 100点 |
| 提案書及びプレゼンテーション審査評価点 | 90点 |
| 提案価格（見積額）評価点 | 10点 |

2 審査基準

(1) 提案書及びプレゼンテーション審査評価

選定委員会の委員ごとに次の判定基準に基づき採点する。それぞれの委員の採点に審査項目ごとに設定した係数を乗じた点数を合計し、その平均を評価点とする。

| 基準 | 採点 | 判定基準 |
|---------|----|-----------------------|
| 特に優れている | 5 | 特に本市にとって有益な提案である |
| 優れている | 4 | 本市にとって有益な提案である |
| 標準 | 3 | 仕様を十分に満たした提案がある |
| やや劣る | 2 | 仕様を概ね満たしているが、不明瞭な点がある |
| 劣る | 1 | 提案の内容が不明である |
| 評価できない | 0 | 提案がない場合や劣悪な提案である |

(2) 提案価格（見積額）評価

次の計算式により、評価点を算出する。なお、複数ブロックに参加する場合、ブロック毎に評価を行う。

$$\text{評価点} = 10 \text{点} \times (1 - \frac{\text{提案価格}}{\text{上限価格}})$$

※提案価格 = ブロックごとの業務委託の提案価格（提案価格書記載の価格）

※上限価格 = 説明書に記載のブロックごとの提案上限額

※小数点第1位を四捨五入する。

※ブロックごとに定める提案上限額を超えた額で提案している場合、そのブロックに限り失格とする。

3 審査

(1) 最終審査

提案書及びプレゼンテーション審査評価点と提案価格（見積額）評価点を合計した総合評点により、ブロックごとに順位付けを行う。なお、複数ブロックに参加する場合、提案書及びプレゼンテーション審査評価点に各ブロックの提案価格（見積額）評価点を合計したブロックごとの総合評点により順位付けを行う。また、総合評点が40点に満たない者は、契約候補者（以下「候補者」という。）として選定しない。

(2) 候補者の決定

総合評点の順位により委員会で各ブロックの候補者を決定する。ただし、総合評点と同点の場合は、委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定する。

- (3) 候補者が、東広島市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル説明書「3 参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。

4 公表

プロポーザル参加者に最終審査結果の通知文書を送付するとともに、東広島市ホームページ上にて公表する。